

## 温泉等優待割引事業で健康づくり

県内の温泉などの指定施設を利用の際に「ゆカード」を提示すると、割引サービスなどが受けられます。入浴による効果と温泉の効能で、健康の保持増進と心身の保養を図りましょう。

### 「ゆカード」の配布場所

国保年金課、各地区会館、駅前総合案内所

**※**国民健康保険加入者、後期高齢者医療制度加入者  
**他**「ゆカード」の有効期限はありません。滋賀県保険者協議会に加入する県内医療保険者の被保険者にも「ゆカード」が発行されます。詳しくは、所属の医療保険者へお問い合わせください。



☎国保年金課

☎・☎(582) 1120 ☎(583) 9738

## 家族介護者教室

ご家族を介護されている人、介護に関心のある人など、どなたでも参加いただける講座です。

**時**①6月2日(火)、②9日(火)

午後1時30分～3時

※1回のみ参加も可

**内**①介護保険のいろは

②認知症の人との関わり方

**定**各15人

**持**筆記用具

**申**6月1日(月)までに電話または直接、下記へ。



☎・☎南部地区地域包括支援センター

☎・☎(585) 9201 ☎(585) 9202

## 国民年金 こんな時は忘れずに届け出を

☎・日本年金機構 草津年金事務所 ☎(567) 2220

・国保年金課 ☎・☎(582) 1120 ☎(583) 9738

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければなりません。次のような場合は、上記へ届け出てください。



届けが必要な時	届け出に必要なもの	
会社を退職した時 第2号被保険者→第1号被保険者	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人確認書類 (マイナンバーカードや運転免許証など)</li> <li>基礎年金番号が分かるもの (年金手帳や基礎年金番号通知書など)</li> </ul>	退職日の分かる書類(退職証明書、離職票、資格喪失証明書など)
配偶者の扶養から外れた時 (配偶者の退職、被扶養者の収入増、離婚など) 第3号被保険者→第1号被保険者		扶養から外れた日の分かる書類(扶養喪失証明書など) ※離婚の場合は、離婚日の分かる戸籍の書類なども必要

※代理人が手続きする場合は、委任状と代理人の本人確認書類も必要

第1号被保険者…自営業者、アルバイト、無職、学生など

第2号被保険者…厚生年金に加入している会社員、公務員など

第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者



日本年金機構  
ホームページ